

成年後見制度とは？

判断能力が不十分な方に対し、
法律・生活面で支援する仕組みです。

成年後見人等が行う支援の一例

サポート 1

ご本人の財産（お金や土地など）を管理します

サポート 2

ご本人に代わって契約を結んだり取り消したりします

サポート 3

ご本人の意向を尊重し、必要に応じて
医療・介護・福祉等の手続きを支援します

成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて
「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

判断能力が常時
欠けている方



後見

法定後見制度

家庭裁判所によっ
て成年後見人等が
選任されます。

判断能力が著しく
不十分な方



保佐

任意後見制度

判断能力が不十分
になってから事前
に決めた後見人が
支援します。

判断能力が
不十分な方

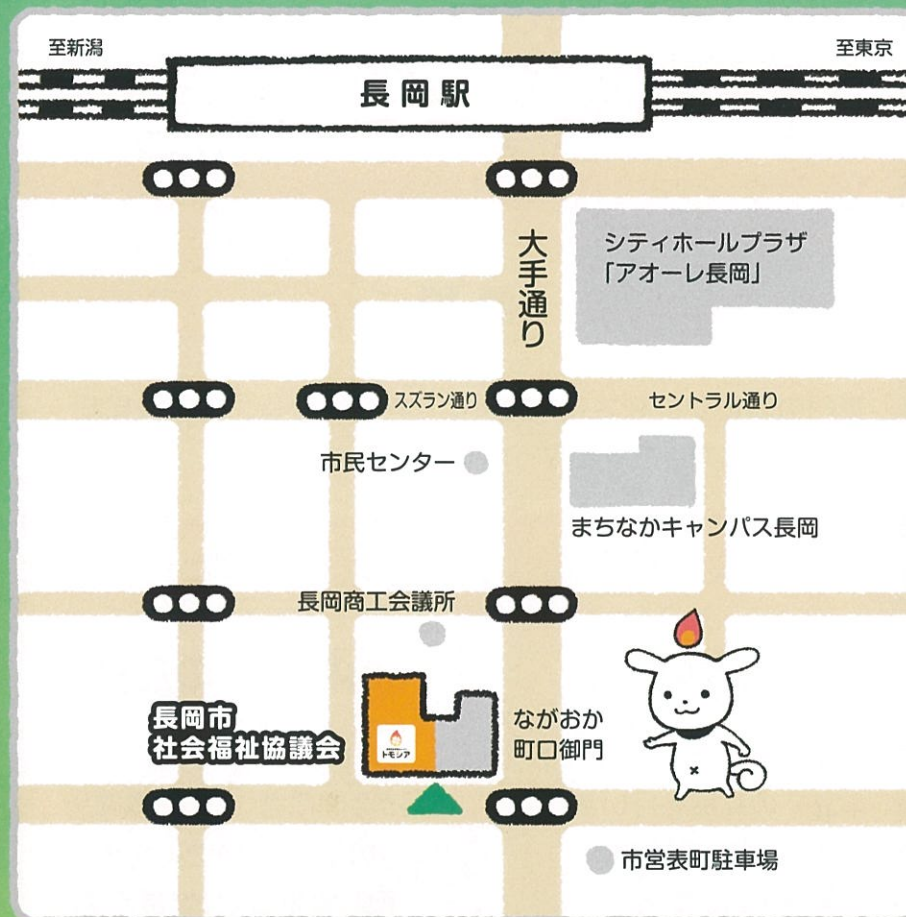


補助

公証役場で、判断能力が不十分になった
時に備えて、誰にどのような援助をして
もらうか、あらかじめ決めておきます。

相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※土・日、祝日、年末年始を除く



権利擁護支援課

〒940-0071

新潟県長岡市表町2丁目2番地21

長岡市社会福祉センター「トモシア」2F

TEL：0258-32-7833

HP：http://www.nagaoka-shakyo.or.jp/

！ お受けした相談に関しては秘密を厳守いたします。

成年後見制度 利用案内

ともに
さえずり
安心な暮らし

権利擁護支援課
イメージキャラクター
トモンくん



こんな時は気軽に お問い合わせください

成年後見制度
ってなに？

福祉サービスに
申し込みたいけど
契約内容が理解できない

離れて暮らす親が
同じ物を何度も
買っているみたい…

物忘れがあって
お金の管理が不安

後見人をしていて
不安なことがあるけれど
誰に相談していいの…

自分に万が一の
ことがあったら…
障害のある子どもの
将来が不安です

親族後見人って
どうしたらいいの？

銀行にいったら
「手続きには後見人が必要です」
と言われました



ご相談と支援の流れ

相談の受け付け

来所

電話相談

面談

専門の職員がみなさまの悩みごとをお聞きし、成年後見制度の利用に向けた支援を行います。

手続きの支援

家庭裁判所への成年後見申立ての支援を行います。

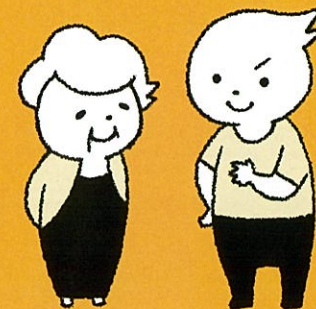
- 制度に関する相談
- 手続きのご案内

他機関との連携

ご相談内容によっては、法律関係者・医療機関・長岡市・その他の必要な相談機関に取り次ぎます。

家庭裁判所へ申立て

成年後見制度の利用へ



具体的な費用・支援内容の
お問い合わせはこちらまで

TEL 0258-32-7833

権利擁護支援課について

なにをしている
ところなの？



1 成年後見制度に関する相談

権利擁護に関する総合的な相談に応じます。本人や家族、関係機関などからの相談に対し、関係機関と連携して支援を行います。

主な支援内容

- 制度に関する相談や利用のお手伝い
- 申立て書類に関する手続きのご案内
- 成年後見活動の支援

2 成年後見制度の普及と啓発

セミナーや出前講座といった研修会を開催します。広報やホームページなどでも必要な情報を発信し、制度の正しい理解を促し普及につなげる活動を行います。

3 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、法人として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の活動を行います。

4 日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

